

第 1 章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的と位置づけ

1 計画策定の目的

島田市においては、ごみの総排出量は減少傾向にあるものの、1世帯当たりの人口の減少（世帯数の増加）やライフスタイルの変化などの影響もあり、今後はごみの総排出量が増加する可能性が考えられます。ごみ総排出量の増加は、処理コストの増大のほか、有限である資源の消費、処理・処分に伴う環境負荷の増大といった問題を引き起こします。

本計画は、このような背景をふまえた上で、島田市において廃棄物の発生抑制と資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適切な収集運搬・中間処理・最終処分を行い、低炭素社会・自然共生社会の形成とともに循環型社会を構築するために必要な取り組みを進めることを目的として策定します。

2 計画の範囲

(1) 計画対象廃棄物

本計画は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

(2) 計画対象区域

本計画は、静岡県島田市全域を対象区域とします。

(3) 計画の期間

本計画は令和2年度を初年度として、第2次島田市総合計画の計画終了と合わせて令和7年度までの6年間で計画期間とします。

表 1-1-1 計画期間

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
島田市 一般廃棄物 処理基本計画	基準 年度	策定 年度							計画 期間 終了
第2次 島田市 総合計画								計画 期間 終了	

3 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく計画です。それと同時に上位計画である「第2次島田市総合計画（平成30年3月）の基本構想における施策の柱「環境・自然」に沿って、「島田市総合計画（前期基本計画）」（平成30年3月）及び「第2次島田市環境基本計画（後期基本計画）」（平成31年3月）で掲げた施策との整合を図りつつ、ごみの減量や適正処理に向けた施策を総合的・計画的に推進していくための計画です。

また、「循環型社会形成推進基本法」が示す循環型社会の構築に向けた施策を、島田市で進めていくための計画でもあります。

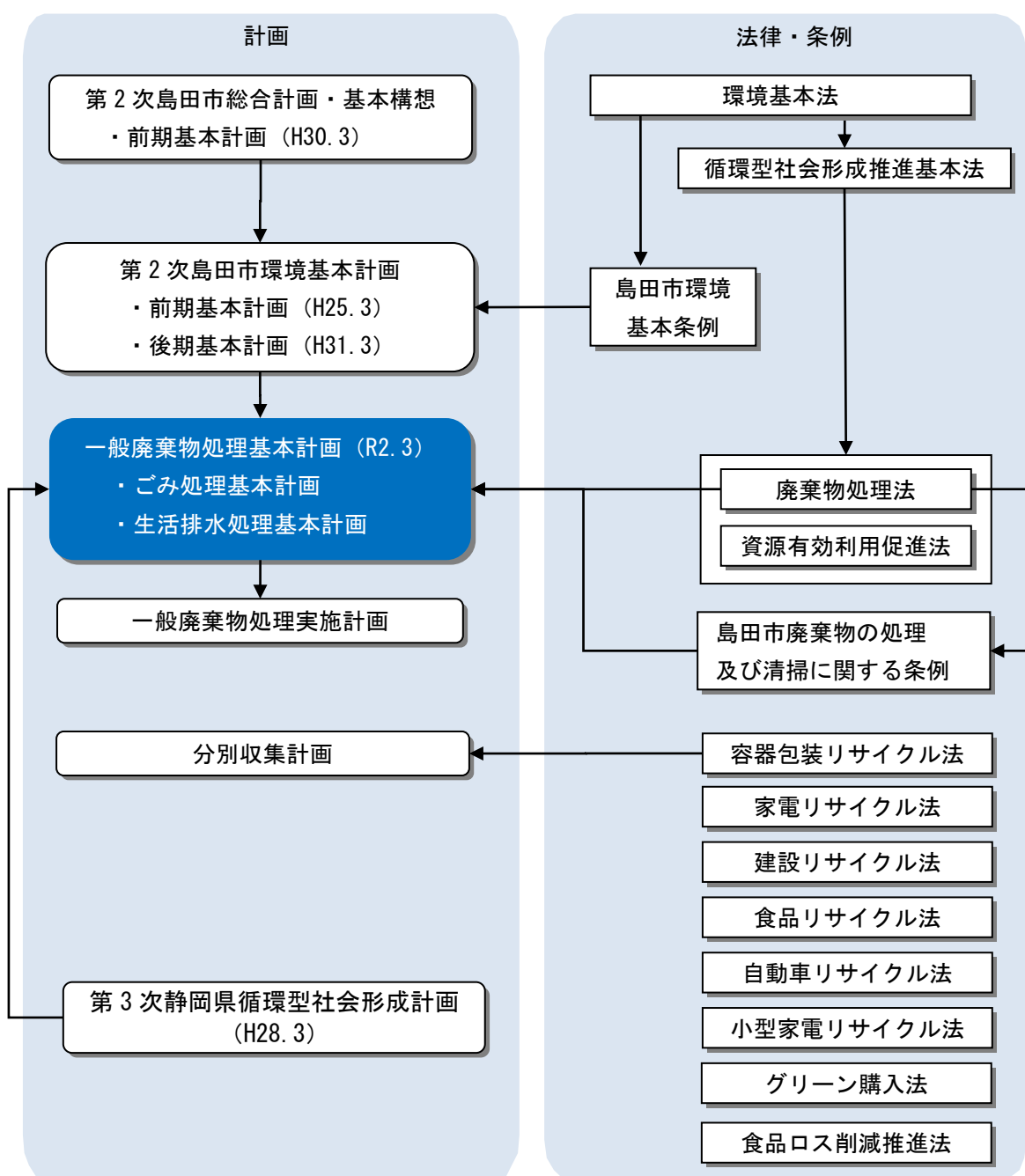
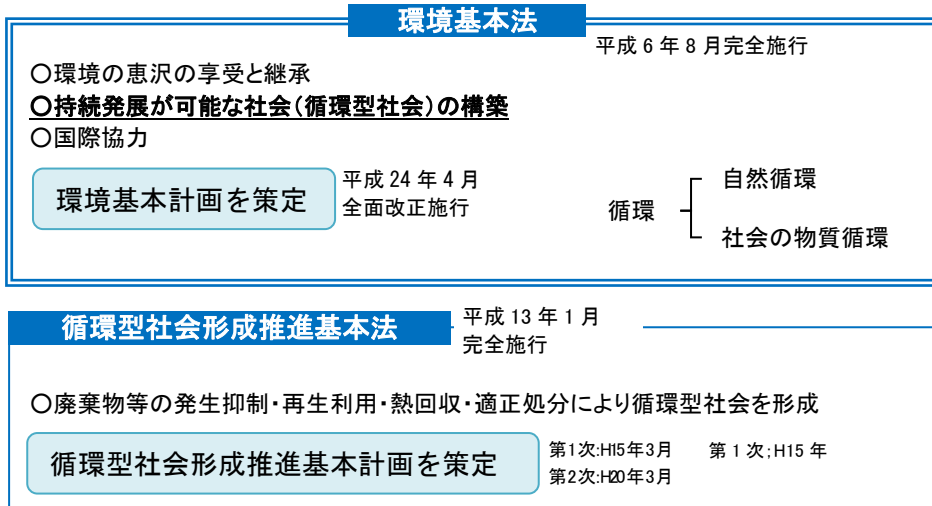


図 1-1-1 計画の位置づけ



一般的な仕組みの確立

<廃棄物の適正処理>

<リサイクルの推進>

廃棄物処理法
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

平成22年5月
一部改正

- 廃棄物の排出抑制、及び適正な処理により生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る
- 「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」「産業廃棄物」の定義
- 「処理業者」、「処理施設」を規定
- 排出抑制、再生利用、分別排出、減量、適正処理、処理施設の整備・運営技術開発、啓発等の義務を規定

廃棄物処理法に基づく基本方針を制定

平成13年5月制定
平成22年12月改正

- 廃棄物の減量化等の目標設定
- 施策を推進するための基本的事項設定
- 廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項設定
- 今後必要な研究(レアメタル回収技術、廃棄物系バイオマスの利活用推進、廃棄物熱回収)

資源有効利用促進法
(資源の有効な利用の促進に関する法律)

平成13年4月
全面改正施行

- 事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策の強化
- 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の抑制
- 回収した製品からの部品等の再使用(リユース)のための対策

資源の有効な利用の促進に関する基本方針を制定

平成18年4月制定

- 原材料使用の合理化の目標設定
- 再生資源及び再生部品の利用に関する目標設定
- 製品の長期間使用に関する目標設定
- 資源の有効な利用の促進の意義の啓発

個別物品の特性に応じた規制

平成12年4月完全施行 平成18年6月一部改正	平成13年4月完全施行	平成14年5月完全施行 平成19年6月一部改正	平成14年5月完全施行	平成17年1月完全施行	平成25年4月施行
容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	建設 リサイクル法	食品 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装の市町村による区分収集 ・ 容器包装の製造・利用事業者による繰り返し使用、排出抑制、再商品化製造・利用事業者による再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者がリサイクル費用を負担 ・ 廃家電を小売店が消費者より引取 ・ 製造業者等による再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の受注者が ・ 建築物の分別解体 ・ 建設廃材等の再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の発生抑制・減量化、再生利用、熱回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者がリサイクル費用を負担 ・ 製造業者等による再資源化、再生部品の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が分別収集 ・ 認定事業者が再資源化 ・ 使用済製品に含まれる貴金属、レアメタル等を再資源化
[ビン・カン、PETボトル、紙製・プラスチック製容器包装等]	[エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機]	[木材、コンクリート、アスファルト]	[食品残さ]	[自動車]	[パソコン、携帯電話、ドライヤー、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、時計、電子辞書等]

国・地方公共団体等の調達に関する規制

平成13年4月
完全施行

グリーン購入法 [国等が率先して環境負荷の少ない物品及び役務の調達を推進]

図 1-1-2 循環型社会形成推進のための法体系

第2節 島田市の概要

1 市の位置・面積

島田市は、静岡県の中中部、大井川の中下流域に位置しています。北部は山地が多く、南部は大井川によって形成された扇状地及び牧之原台地からなっています。

当地域には、東名高速道路や新東名高速道路をはじめ、国道1号、国道473号、東海道本線などが通過しているほか、富士山静岡空港により、空と陸の交通アクセスが向上し国内はもとより、海外へつながる交通の拠点として注目されています。

表 1-2-1 島田市の位置・面積

東西	南北	面積	市庁舎（本庁）の位置		
			東経	北緯	海拔
23km	31km	315.70km ²	138° 10′ 34″	34° 50′ 11″	56.4m

出典) 島田市・川根町まちづくり計画、島田市統計書平成30年度版

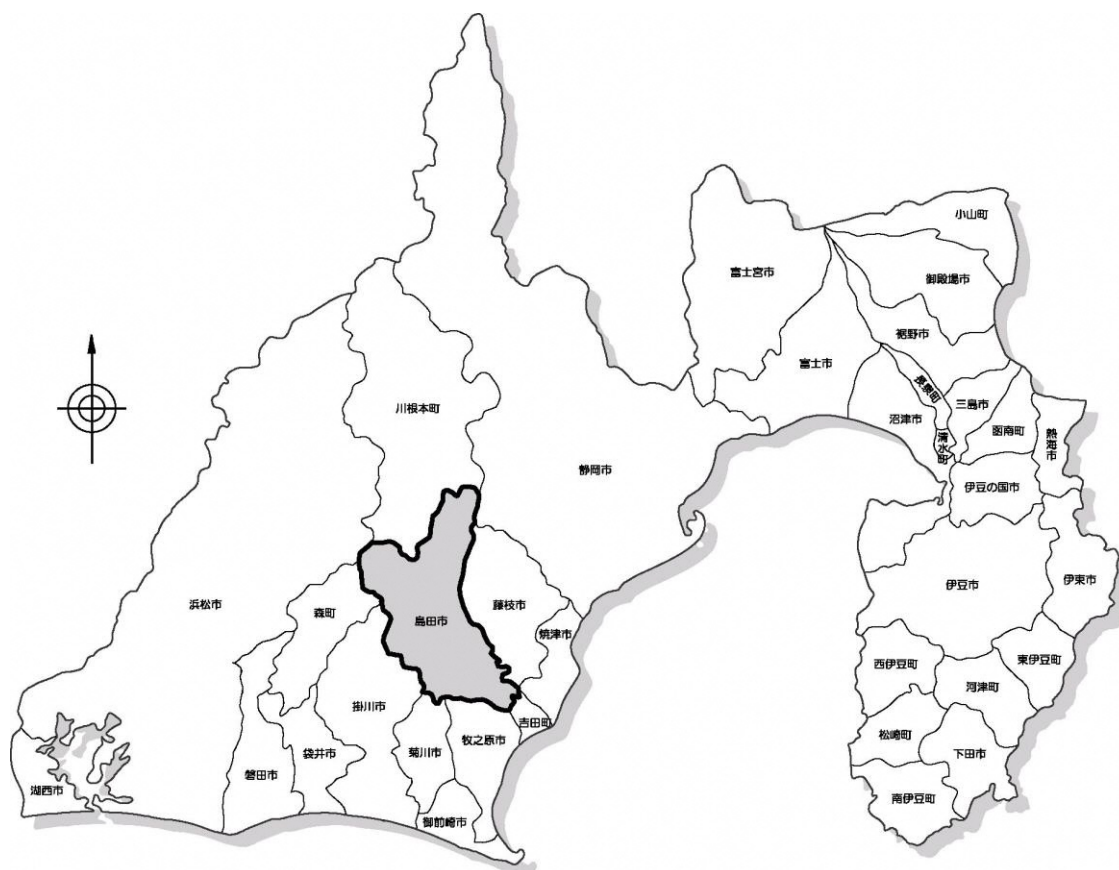
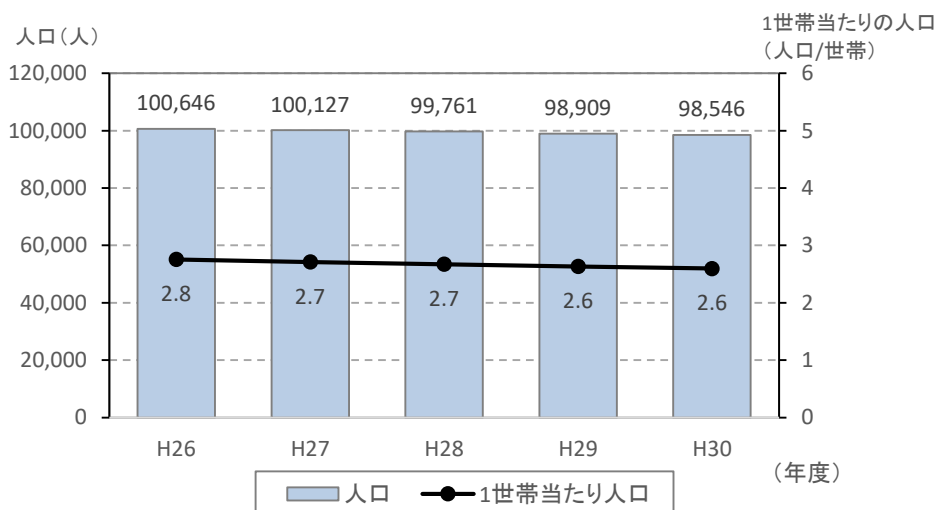


図 1-2-1 島田市の位置

2 人口・世帯数

(1) 人口と1世帯当たり人口の推移

島田市の人口は、減少していますが、世帯数の増加に伴い、1世帯当たり人口はほぼ横ばいで推移しています。平成30年度の人口は、98,546人、世帯数は37,942世帯、1世帯あたりの人口は2.6人/世帯となっています。



出典) 市民課資料(外国人含む)

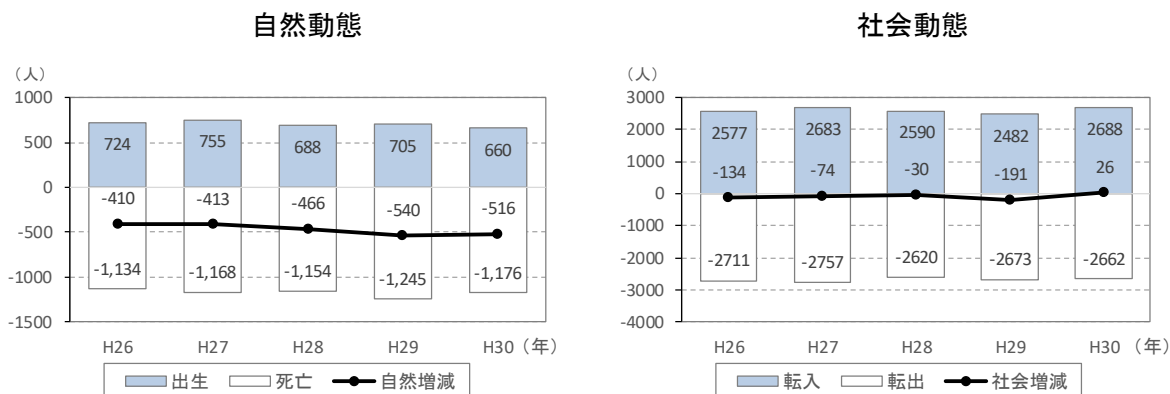
図1-2-2 人口と1世帯当たり人口の推移(年度末人口・世帯数)

(2) 人口動態の推移

自然動態については、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

社会動態については、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていましたが、平成30年に増加へ転じています。

平成30年は転入数が転出数を上回っていますが、人口は全体として減少傾向にあります。

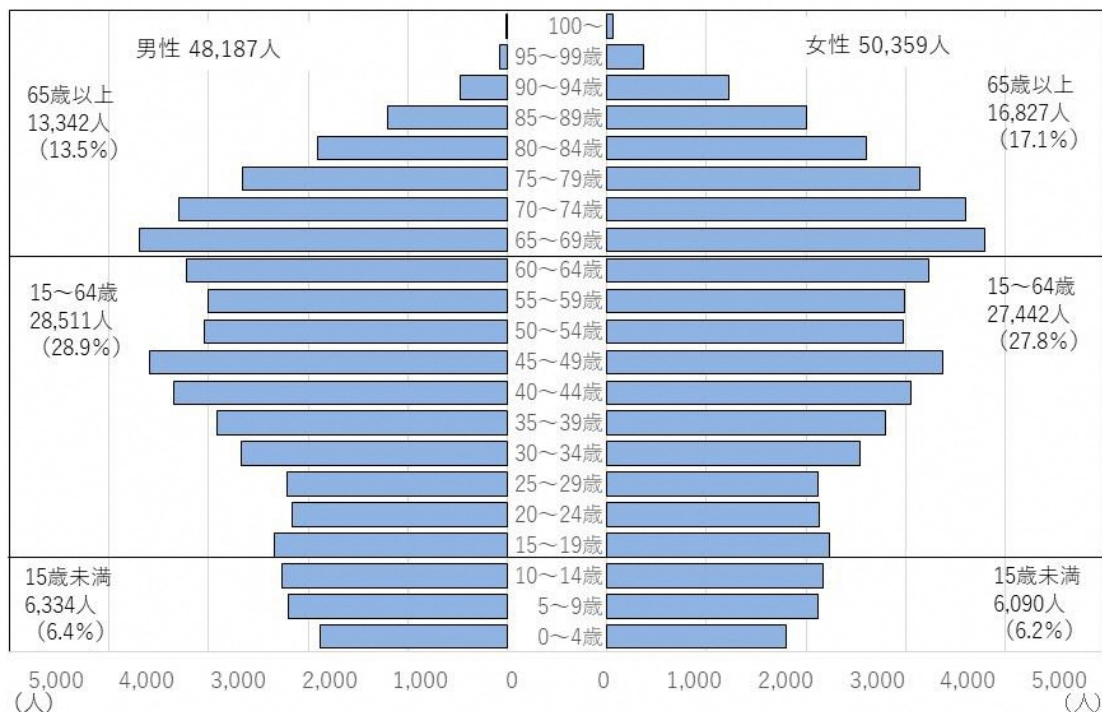


出典) 市民課資料

図1-2-3 人口動態の推移(各年1月1日~12月31日)

(3) 人口ピラミッド

男女とも、65歳以上の高齢層が10%以上を占めるのに対し、15歳未満は7%以下に留まっており、少子高齢化が進んでいます。また、65～69歳を最大として、年齢が下がるにつれて人口が減少していることから、将来的にもさらに高齢化が進むと考えられます。

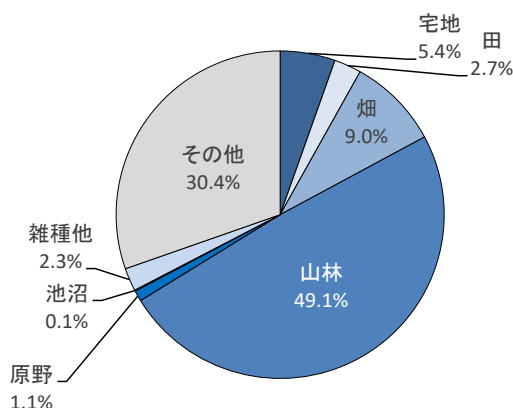


出典) 島田市 HP より 島田市の人口・世帯数

図1-2-4 人口ピラミッド (平成31年3月31日現在)

3 土地の利用状況

山林が全体の約5割を占めています。ついで畑、宅地、田の順となっており、長期的には宅地の増加と、山林、田の減少が見られます。



出典) 島田市統計書 平成30年度版

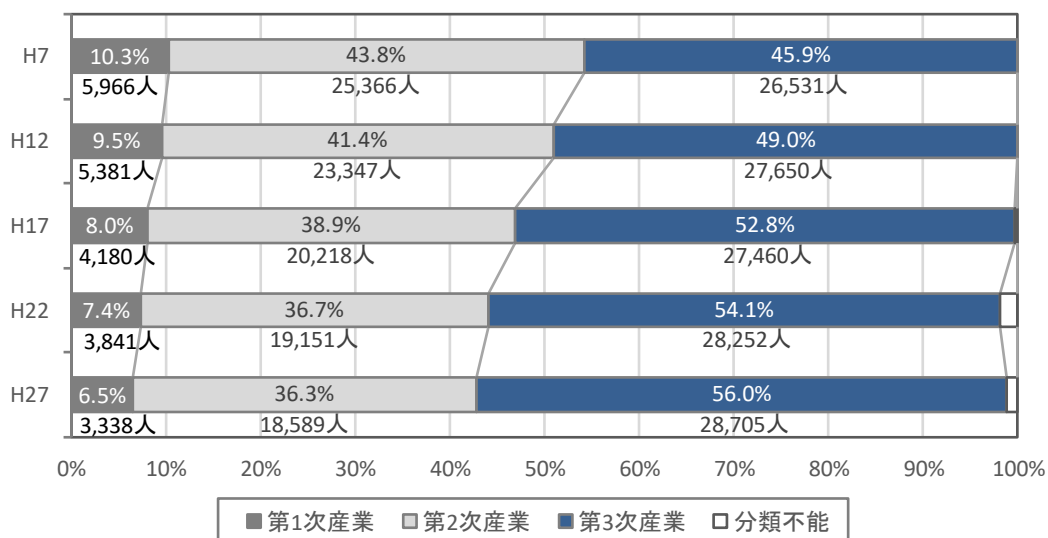
図1-2-5 地目別面積

(固定資産税評価総地積+非課税地積 民有地、平成30年1月1日現在)

4 産業の動向

(1) 産業別就業者数の推移

第1次産業、第2次産業の就業者数が減り、第3次産業の就業者数が増加しています。その結果、全就業者数に占める第3次産業の割合が高くなっています。

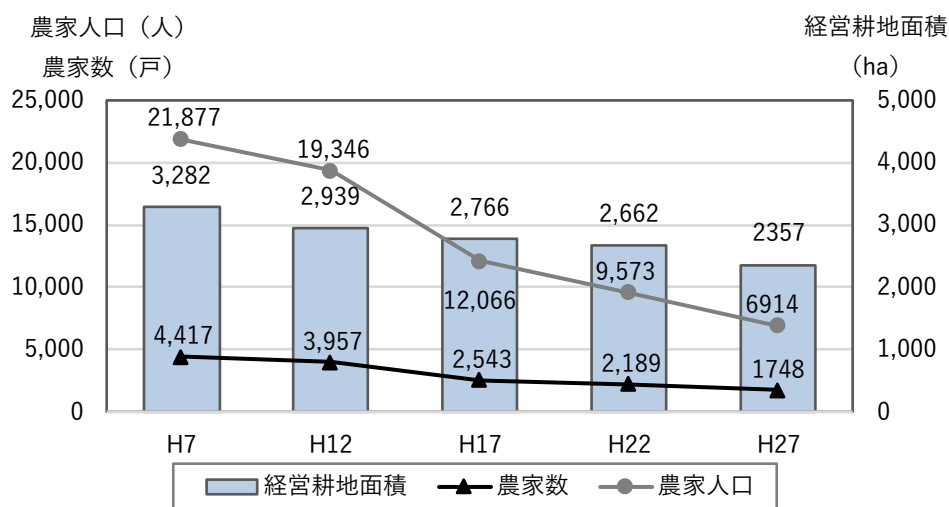


出典) 国勢調査

図 1-2-6 産業別就業者数の割合の推移

(2) 農林業の概況

農家数、農家人口、経営耕地面積はいずれも減少しています。



出典) 世界農林業センサス

図 1-2-7 農家数・農家人口及び経営耕地面積の推移 (各年2月1日現在)

5 将来計画

(1) 島田市総合計画

島田市においては、平成30年3月に基本構想(平成30年度～令和7年度)と前期基本計画(平成30年度～令和3年度)で構成する「島田市総合計画」を策定しました。

「第2次島田市総合計画」における施策の大綱「環境・自然」及び「都市基盤」に沿った施策の柱の1つとして、「地球環境の保全に貢献する」及び「安全で快適な生活基盤を整える」が挙げられており、前期基本計画においても、重点的取組「低炭素社会・資源循環型社会の形成」、「資源の有効活用の推進」、「環境教育・学習の推進」及び「上下水道等関連施設の効率的な整備」として施策の方向性が示されています。

【島田市のまちづくりの基本理念】

ここにしかない「個性」を大切に どこよりも「元気」に
ともに支え合い「協働」して

【島田市の将来像】

笑顔あふれる 安心のまち 島田

- 島田の特性(広域交通条件や固有の歴史・文化資源など)を活かした、にぎわい(産業、観光)が生まれる活力ある持続可能なまちづくりを目指します。
- 安心して子どもを産み育てられ、「子育てするなら島田」と思われるまちづくりを目指します。
- 大井川に育まれた水と緑豊かな自然環境の島田に生まれ、育ち、地域でのつながりや支え合いの中で住み続けられ、一旦は進学や就職などで島田を離れたとしても、かつての仲間たちと再び過ごしてみたい気持ち呼び起こす、一人ひとりが人生を描くことができるまちづくりを目指します。
- 島田に住んだことがない方でも、暮らすなら島田と思われる、まち全体に漂うあたたかさ、ゆったりした雰囲気大切に、まちづくりを目指します。



図 1-2-8 島田市総合計画基本構想における施策の大綱・施策の柱

表 1-2-2 第2次島田市総合計画（前期基本計画）での位置づけ

施策の柱	4-1 地球環境の保全に貢献する		
施策の内容①	低炭素社会・資源循環型社会を形成します		
めざそう値	COOL CHOICE 賛同者数 (H29年度からの累計)	実績値	目標値
		平成28年	令和3年
		—	3,000人
主な取り組みの事例	<ul style="list-style-type: none"> ・国民運動「COOL CHOICE」の周知、啓発 ・エコアクション21の認証・登録の継続・拡大 ・田代環境プラザの適正な維持管理と施設の長寿命化 ・新最終処分場の調査 ・クリーンセンター設備の更新による、し尿処理能力の強化 		
施策の方向	市民や事業者が、深刻化する地域温暖化などの地球環境問題を理解し、地球環境保全に向けた取り組みを実践できる社会を目指します。		
施策の内容②	資源の有効活用を推進します		
めざそう値	市民意識調査「ごみ・リサイクル対策」における重要度	実績値	目標値
		平成28年	令和3年
		87.3%	91.5%
主な取り組みの事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生を抑制するマイグッツ運動の推進 ・「生活活用バンク」の利用推進 ・ごみの再資源化への市民意識の向上 		
施策の方向	持続可能な地域社会の実現のため、限りある資源を有効活用し、資源循環型社会の形成を目指します。		
施策の内容③	環境教育・学習を推進します		
めざそう値	アース・キッズ事業参加者数 (H23年度からの累計)	実績値	目標値
		平成28年	令和3年
		2,191人	4,640人
主な取り組みの事例	<ul style="list-style-type: none"> ・子供をリーダーとする「アース・キッズ事業」の推進 ・出前講座等の実施を通じた、環境問題に対する市民一人ひとりの意識向上 		
施策の方向	人と環境にやさしい持続可能な社会の構築を目指し、市民や企業・事業者、市民団体との連携のとれた諸施策を推進するため、環境教育・学習の機会を拡大します。		
施策の柱	6-1 安全で快適な生活基盤を整える		
施策の内容	上下水道等関連施設の効率的な整備を進めます		
めざそう値	市民意識調査「上下水道の整備」における市民満足度	実績値	目標値
		平成28年	令和3年
		40.3%	41.0%
主な取り組みの事例	<ul style="list-style-type: none"> ・将来負担をできる限り抑えた更新計画による持続可能な水道サービスの提供 ・「下水道長寿命化計画」や「ストックマネジメント計画」に基づく浄化センターや、その他の施設の設備・機器の計画的な改修 ・公共下水道事業認可区域外における合併処理浄化槽への付け替え支援 		
施策の方向	市民が安心して快適な暮らしができる水環境の提供を目指し、施設の改修や配水管を整備・更新します。 また、住環境に配慮した公共水域の水質汚濁を防止するため、汚水処理にかかる施設や設備の緊急度・優先度に応じた整備・更新を進めます。		

(2) 第2次島田市環境基本計画

「第2次島田市環境基本計画」(平成25年3月)の望ましい環境像「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」は、島田市がこれからどのような環境を目指して取組を進めていくのかを示す長期的目標であり、策定した平成24年度から20~30年後を想定しています。

また、取組の体系では、廃棄物処理関係として「基本目標3 資源循環の推進」の中に「取組の方向3-1 3Rでごみを減らす」「取組の方向3-2 ごみを正しく処理する」、「基本目標5 環境教育・環境保全活動の推進」の中に「取組の方向5-1 環境教育・環境学習を充実させる」及び生活排水処理関係として「基本目標2 生活環境の保全」の中に「取組の方向2-2 きれいな水を守る」が掲げられています。

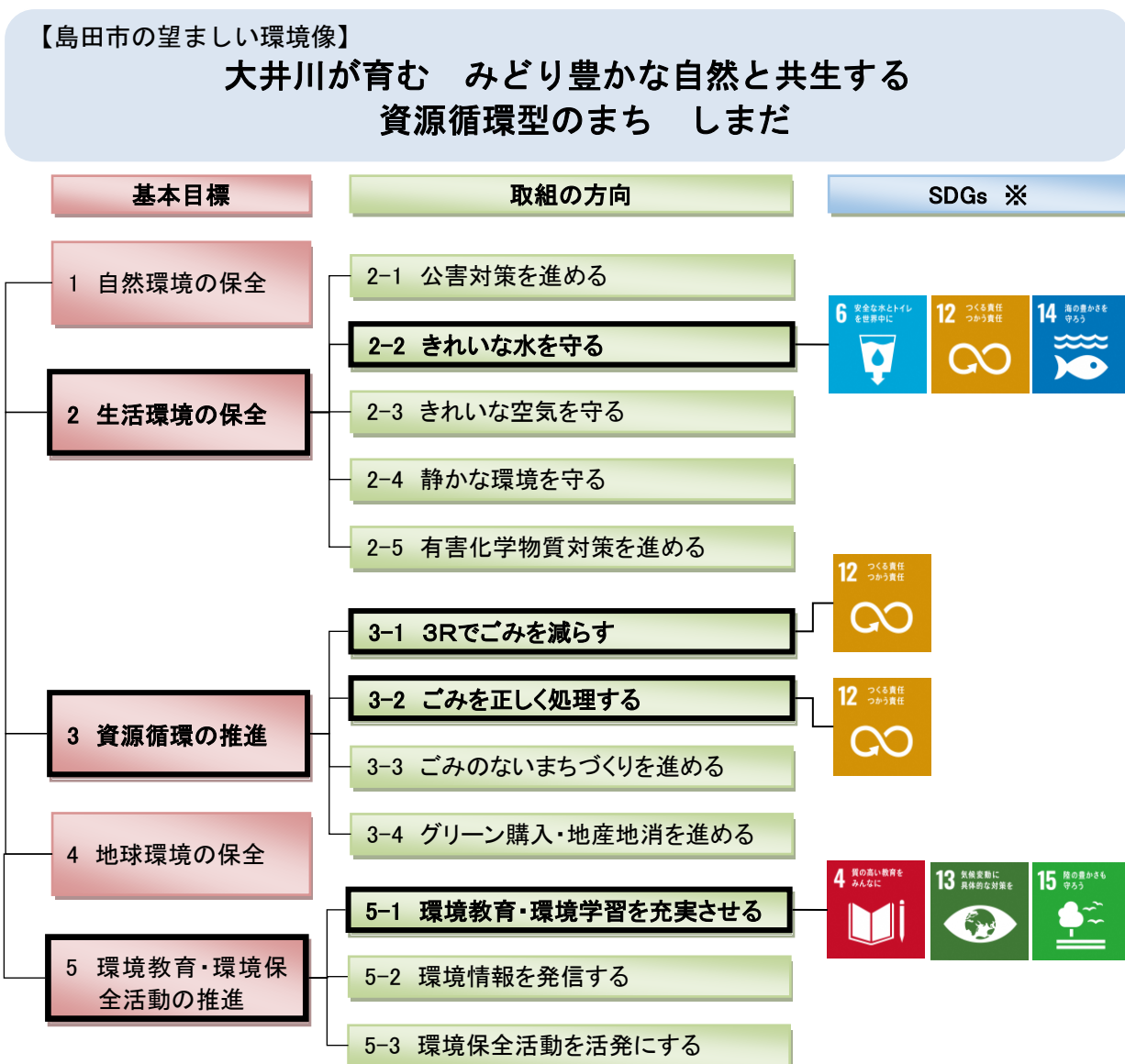


図 1-2-9 第2次島田市環境基本計画の取組の体系

※SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

世界中の政府・国連・市民・企業・研究者・女性・若者などの様々な立場の人たちが3年間かけて協議を重ね、完成させた目標であり、国連のすべての加盟国がこの目標に合意しています。SDGsには、大きく分けて環境・経済・社会の3つの目標があり、それぞれの目標はお互いに関連しあっています。

SDGsは「みんなのための・みんなで支える」指標であり、政府・国連に加えて、企業・自治体・個人など誰もが参加できる枠組みになっています。つまり、世界中の一人ひとりが主役なのです。



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）

【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省）】

6 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

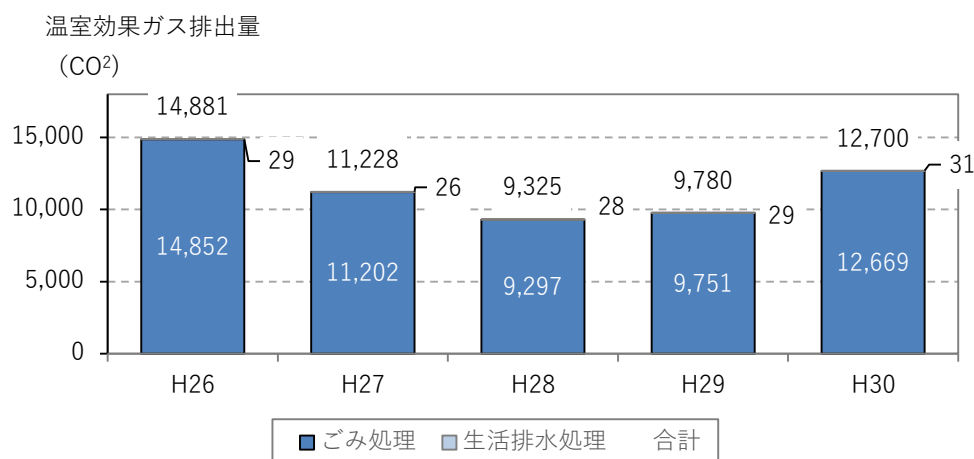
島田市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量は、「島田市地球温暖化対策実行計画」(2019年3月)において、「2013年度を基準に2030年度の温室効果ガス排出量を40%削減する」という削減目標が設定されています。

島田市の事務・事業のうち、ごみ処理及び生活排水処理における廃棄物の収集・運搬、処理・処分に係る温室効果ガス排出量は、2017年度9,780 t-CO₂であり、島田市地球温暖化対策実行計画の基準年度である2013年度13,478 t-CO₂から約27.4%削減されています。

なお、廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量削減のための取組方針として、「一般廃棄物の焼却に伴う排出量の削減に関する取組」が挙げられています。

また、廃棄物処理に係る施設についても、施設の運営に係る温室効果ガス排出量削減のための取組方針として、「施設におけるエネルギーの有効利用」や、「事務用品の購入・使用における環境配慮」などにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

さらに、田代環境プラザでは、ごみの焼却(熔融)処理によって生じた排熱を、発電や給湯に利用することで、エネルギーの有効利用に取り組んでいます。



※ごみ処理を行う施設：田代環境プラザ、島田市旧清掃センター・島田市資源中間処理施設、島田市一般廃棄物最終処分場

※生活排水処理を行う施設：島田浄化センター、島田市クリーンセンター

※温室効果ガス排出量は、島田市の事務・事業における島田市地球温暖化対策実行計画の算出方式に基づく数値となります。

出典) 環境課資料

図 1-2-10 島田市の事務・事業における一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の推移

表 1-2-3 島田市地球温暖化対策実行計画における取組

取組種別	取組内容	詳細
周知	3 R運動	3 R運動を事業者や市民に周知し、一般廃棄物として焼却処理される量が削減できるように努めます。
	イベント	各種イベントにおいて、現在のごみ処理の状況やごみ削減の方法など周知するように努めます。また、イベント時には、ごみの排出が少なくなるように呼びかけます。
施設	適正管理	施設の運用にあたり、適正な管理を実施するとともに、補助燃料等の使用についても適宜調整を実施し、環境負荷の低減に努めます。
	廃棄物発電	施設内で使用する電気を賄うため、廃棄物の焼却に伴い発生した熱を利用して、発電を実施します。